

平成30年 第6回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月5日(火) 午前9時00分～午前10時30分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (37人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
31番 岩永廣康 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 専決事項の報告及び承認について

(5) 平成30年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(7) 下限面積の設定・公表について

(8) 農業委員会促進事務活動計画について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第7回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 農地パトロールの日程について
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	渕上悦子				

7. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成30年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日、第6回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により、会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、21番の森邦之委員、22番の石田義明委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第99号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第99号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第99号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字八平字新開〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の6,750㎡です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、住ノ江区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田20,361㎡、畑29,098㎡、合計49,459㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金の受給継続のため、後継者に対して使用貸借権の再設定をするものです。期間は平成30年6月5日から44年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 100 号 =

議長 続きまして、議案番号第 100 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 100 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字馬洗字馬洗〇〇番、田 2,309 m²です。

譲渡人は、武雄市武雄町大字武雄〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇さんです。

耕作面積は、田 57,537 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人の要望です。譲受人である〇〇さんは、これまで 33 年間農業に従事されています。今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として申請時に譲渡人と現地確認を行いました。

位置図の 1 ページを見てわかりますとおり、申請地の形状は三角形をしており、また、西側が山林になっているため日照時間が短くなっております。譲渡人は昨年この農地を相続されましたが、町外におられ耕作ができないため、現在耕作されている譲受人に贈与されるものであります。譲受人は、米、麦、大豆、花卉を中心に約 5.7ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されて

おり、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。〇〇さんの田んぼは図面の中に入っていますか。〇〇さんが作られるのは別にいいのですが、普通だったら次の〇〇さんとかが、集積する意味からもいいのかなと思います。親戚とか書いてなかったの。

○番 現在、譲受人のほうが耕作をされておりますので。

○番 耕作者ですね、わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 100 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 101 号 =

議長 続きまして、議案番号第 101 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 101 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字田野上字三本松〇〇番、同じく字一本杉〇〇番、〇〇番、田 6,392 m²、畑 200 m²、計 6,592 m²です。

譲渡人は、福岡県福岡市東区青葉〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字田野上〇〇番地、〇〇さんです。

耕作面積は、田 6,392 m²、畑 2,235 m²、計 8,627 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望で姉から弟への贈与でございます。

譲受人である〇〇さんは、農家として、これまで38年間農業に従事されています。今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として5月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、福岡市在住で、姉である譲渡人より弟である譲受人へ贈与するための申請となります。申請地は、すでに譲受人が耕作しておられ、今後も農業用機械の導入を予定されておりますし、水利調整や防除基準に従うことなど周辺地域との調和を図られるとのことですので、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第101号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第101号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第102号 =

議長 続きまして、議案番号第102号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第102号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字築切字一本杉〇〇番、〇〇番、〇〇番、田4,299㎡です。

譲渡人は、神奈川県横浜市瀬谷区橋戸〇丁目〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さんです。

耕作面積は、田10,067㎡、畑147㎡、計10,214㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は、譲渡人の要望でございます。

譲受人については、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として譲渡人と現地確認を行いました。

申請地は、以前よりあっせん申し出されていましたが、買受者が現れず、あっせんでの売買が難しいと感じていました。また、譲渡人は高齢となり売買を急いでおられ、価格を下げてでも売りたいとの意向でしたので今回の申請となりました。譲受人は、米、麦、大豆、キャベツ、玉葱を中心に約1.5haの規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第102号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第102号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第103号 =

議長 続きまして、2.「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第103号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。
議案番号第103号。

申請農地の表示。大字遠江字松〇〇番、畑 146 m²、同じく〇〇番、田 350 m²、同じく〇〇番、田 26 m²、合計で 522 m²です。

申請者は、白石町大字遠江〇〇番地、遠江上の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、宅地進入路及び庭となっております。

転用の事由としまして、昭和 55 年頃に申請地を造成し、農業用倉庫、宅地進入路及び庭として利用していたものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 136.32 m²、通路 146.00 m²、庭 62.00 m²、その他 177.68 m²。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路・田、南側が田、北側は田・畑・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとなっております。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。位置図につきましては 5 ページから 7 ページをご参照ください。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、宅地進入路及び庭の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。また、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 103 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 103 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 103 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 104 号＝

議長 議案番号第 104 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 104 号。

申請農地の表示。大字横手字二本谷箆〇〇番、畑 110 m²、同じく〇〇番、田 100 m²の内 40 m²、合計で 150 m²です。

申請者は、白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫及び倉庫となっております。

転用の事由は、〇〇番については、平成 20 年頃から農地法の申請をしないまま宅地の一部として、〇〇番については、平成 22 年頃より倉庫の一部として利用していた。このことについては、始末書の添付がっております。今回、申請地に新たに農業用倉庫を建設したいとのことです。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 73.20 m²、倉庫（既存）100.00 m²、通路、その他 40.80 m²。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が田、南側が田、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告がされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図につきましては 8 ページから 10 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫と倉庫の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得な

いと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 104 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 104 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 104 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 105 号＝

議長 議案番号第 105 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 105 号。

申請農地の表示。大字坂田字五本松籠〇〇番、田 46 m²です。

申請者は、白石町大字坂田〇〇番地、古賀の〇〇さんです。

転用目的は、宅地拡張となっております。

転用の事由は、平成 20 年頃、隣接する宅地との境にブロック塀を造成する際に誤って申請地に造成した。このことについては、始末書の添付がっております。なお、議案書には記載されていませんので記入をお願いします。

事業または施設の概要は、宅地拡張 46.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が水路、南側が田、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に決定公告がされています。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね 300 m 以内で、許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図につきましては 11 ページから 13 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として5月30日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、平成20年頃に農地に接している宅地を整備する際に誤って農地にブロック塀を立ててしまったものです。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第105号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第105号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第105号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第106号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第106号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第106号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字横手字二本谷箆〇〇番、面積が田の100㎡の内60㎡です。

貸付人は、白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さん。借受人は佐賀市緑小路〇番〇号、〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅となっております。

転用の事由としまして、平成20年頃から農地法の申請を行わないまま、貸付人が宅地の一部として利用していた。このことについては、始末書の提出がっております。

今回、借受人が現在居住中の借家が子の成長とともに手狭となり、また実家近くに居住すれば、育児への協力も得られやすく、将来両親の介護等が必要となった際にも利便性が高いことから、申請地に分家住宅の建築をしたいとのことです。

事業または施設の概要は、分家住宅 72.04 ㎡、通路・その他 47.96 ㎡、宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地・畑、西側が田、南側が田、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、親所有の宅地の一部と今回申請されている農地の一部を子が借り受けて、分家住宅の整備を計画されています。周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 106 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。この議案に関して、前に〇〇さんで 1 件議案が挙がっていましたよね。そこで転用目的は、倉庫ということで挙がっておりました。倉庫と住宅というのは挙がらないまま、今度の第 106 号の議案のなかでは宅地になっています。第 104 号の議案のなかでは農業用倉庫及び倉庫という転用目的です。第 106 号議案に関しては、同じ敷地の中に住宅ということになっておりますけど、なんで回りくどくしてあるのですか。

事務局長 個人の所有の土地ですので、4 条の申請ということで議題として挙げておりまして、

あとのほうは、息子さんの分家住宅をということで、貸借が出ておりますので、5条で申請をあげていただいたということで、2つみたいな感じですが、4条はお父さん、5条は息子さんが借りて作られるということです。

○番 ということは、まっすぐこういうふうな5条にということができない訳ですね。

事務局長 息子さんの分は5条で挙がってきたということです。

○番 息子さんの分は挙がってますけど、最初に申請してあるのは、双方4条になっているのでしょ。

事務局長 それはお父さんの分です。

○番 解釈というのは、双方で申請しておいて、家を建てるのかという受け方になる訳です、私たちからすれば。

事務局長 既に転用されていた分で、今回は農業用倉庫とか、ここも新たに少し拡張したいというような要望もございまして、ご自身の所有の分は4条申請で挙げていただくと、息子さんはまた別として家を建てたいということで希望を出されておりましたので、お父さんの分を借りられて作られるということで、5条での申請ということです。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第106号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第106号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第107号＝

議長 続きまして、議案番号第107号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 107 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字坂田字五本松箆〇〇番、面積が田の 1,095 m²です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、古賀の〇〇さん、譲受人は鹿島市大字納富分〇〇番地、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、建売分譲住宅（3 区画）となっております。

転用の事由としまして、国道 207 号線沿いで、駅、中学校が近くにあり、住環境として良好な申請地に建売分譲住宅を建築したいとのことです。

事業または施設の概要は、建売分譲住宅 948.28 m²、通路・その他 146.72 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が水路、南側が道路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に決定公告されております。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね 300 m 以内で、許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図につきましては 17 ページから 19 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人である株式会社〇〇は不動産業を営んでおられ、今回、申請地を購入し、建売分譲住宅 3 区画分を整備される計画です。申請地は、周辺に住宅と道路に囲まれた農地であり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 107 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。議案番号第 105 号と 107 号は関連しているのでしょうか？

事務局 この住宅地を作る農地を使いたいという申請がありまして、ブロック塀が出ていたということで確認されましたので、まず順番的には住宅地を作りたいと、そのあとに現地を確認したらブロック塀が出ていたので、その分の転用も一緒にしたいということでこ

ういう申請になっております。

○番 白石町に人口が増えることなので、これはいいことだと思います。そして人口密集地でもあるので。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 107 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 107 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 108 号＝

議長 続きまして、議案番号第 108 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 108 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字横手字二本松竈〇〇番、面積が田の 1,390 m²です。

譲渡人は、神奈川県鎌倉市西鎌倉〇丁目〇番〇号、〇〇さん、譲受人は白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里津の〇〇さんです。

転用目的は、農業機械の展示場となっております。

転用の事由としまして、事業拡大に伴い、農業機械の展示スペースとして申請地を利用したいとのことです。

事業または施設の概要は、農業機械展示場 1,390.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が水路、南側が道路、北側は雑種地・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と

判断し受理しております。議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。現在、譲受人は農機具の販売及び整備業を営んでおられますが、敷地が狭く農機具等の展示スペースが不足していることから、今回の申請をされています。申請地は既存施設に隣接し、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 108 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 108 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 108 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 109 号＝

議長 続きまして 4.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 109 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第 2 条の規定によりあつせん委員を指名したので報告し承認を求める。

議案番号が第 109 号。

申出農地の表示、大字田野上字六本松〇〇番、田の 3,922 m²、同じく字一本杉〇〇番、田 3707 m²、同じく〇〇番、田 1,170 m²、合計 8,799 m²。農振農用地区域内です。

あっせん申出者、福岡県福岡市中央区平尾〇丁目〇番〇号、〇〇さん、あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行う、あっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第2条6号により規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。これについて何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第109号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第109号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第110号＝

議長 続きまして、議案番号第110号、5.「平成30年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第110号、平成30年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は4件となっております。

整理番号の1番、買い手は北揚の〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字杉〇〇番、田の1筆で3,596㎡。利用目的は大豆・玉葱。所有権の移転時期は平成30年6月6日、支払期限は平成30年6月29日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は50,827㎡になります。

整理番号2番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は道目の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字福田搦〇〇番、田の1筆で6,436㎡です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成30年6月6日、支払期限は平成30年7月31日。10a当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は59,101㎡です。

整理番号3番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は南区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字三番搦〇〇番、田の1筆で3,708㎡。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は

平成 30 年 6 月 6 日、支払期限は平成 30 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 13,006 m²。認定新規就農者です。

整理番号 4 番、買い手は上田野上の〇〇さん。売り手は福岡県の〇〇さん。土地の表示は、大字田野上字六本松〇〇番、大字田野上字一本杉〇〇番、〇〇番、田の 3 筆で 8,799 m²。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 6 月 6 日、支払期限は平成 30 年 6 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、西日本シティ銀行口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 17,777 m²。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 12 ページにかけて 192 件、13 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 2 件、合わせまして 194 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 190 件、使用貸借権設定が 4 件となっております。そのうち新規が 50 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 24 件で、再設定は 144 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 73 件です。今回の利用権の総面積は 921,649 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 9 件、個人によるものが 183 件、農地中間管理機構によるものが 2 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 30 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、194 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、〇番の〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 110 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 110 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きます。6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 111 号から 116 号まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 111 号。申し出農地の表示。大字今泉字伊ヶ代〇〇番、田の 1,135 m²、同じく〇〇番、田の 3,414 m²、合計の 4,549 m²。両筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字今泉〇〇番地、今泉東の〇〇さんです。

議案番号第 112 号。申し出農地の表示。大字大渡字岡崎〇〇番、田の 5,799 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字大渡〇〇番地、岡崎の〇〇さんです。

議案番号第 113 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 999 m²、同じく〇〇番、畑の 2,041 m²、同じく〇〇番、畑の 2,219 m²、同じく〇〇番、畑の 9,321 m²、同じく〇〇番、畑の 9,207 m²、同じく〇〇番、畑の 5,734 m²、合計の 29,521 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さん、同じく〇〇さん、未成年です。親権者（未成年後見人）〇〇さん、同じく〇〇さん、同じく未成年です。親権者（未成年後見人）〇〇さんです。持ち分 3 分の 1 ずつです。

議案番号第 114 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 996 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の〇〇さんです。

議案番号第 115 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 1,005 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の〇〇さんです。

議案番号第 116 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 1,980 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、大和の〇〇さんです。

以上、議案番号第 111 号から議案第 116 号まで 6 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 111 号から 116 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 111 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 112 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 113 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 114 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 115 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 116 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 111 号は○番○○委員と○番○○委員、2つともです。112 号は○番○○委員と○番○○委員、113 号は○番○○委員と○番○○委員、114 号は○番○○委員と○番○○委員、115 号も○番○○委員と○番○○委員、116 号は○番○○委員と○番○○委員、それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 111 号は○○、112 号は○○、113 号は○○、114 号、115 号は○○、116 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 次に、農地の借受希望、議案番号第 117 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 117 号

希望農地の条件は、地域等が白石、北明地区で、1 区画 40 a 程度で 2～3 枚、合計 1ha です。作付作目は蓮根です。

あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、五反田の〇〇さんです。

以上、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしく願います。

議長 議案番号第 117 号の事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願います。

議案番号第 117 号。

〇番 〇番と〇番で願います。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 続きまして、議案番号第 118 号、7.「下限面積の設定・公表について」を議題とします。

議案番号第 118 号について事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 118 号、下限面積の設定・公表についてご説明します。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されている下限面積については、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部につき、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。また、「農業委員会の適正な事務実施について」の規定により、農業委員会は毎年下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について以下のとおり提案いたします。

方針といたしまして、現行の下限面積（別段面積）を次のとおりとします。区域内としまして町内全域、設定面積は 10 a、対象者としましては、青年等就農計画認定（白石町認定新規就農者）の設定を受けている者といたしております。その他の農業者につき

ましては現行の下限面積 50 a の変更は行わないことといたします。

理由といたしましては、白石町においては、経営面積 50 a 未満の農家数が 21%であり、経営面積 50 a 未満の農家数は農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定されている別段面積の基準 40%を大きく下回っていますが、白石町では、「しろいし農業塾」を含め、新規就農者の育成を進めています。また、新規就農者も例年、一定数おられます。こうした実態を踏まえ、遊休農地対策、意欲的な地域担い手の育成を目指し、現段階では別段面積の設定は現状のままでよいと判断しております。

裏面に添付の資料では、経営面積と経営世帯数と割合が出ております。また、その下のほうには新規就農者及び先ほどの 10 a 対象者となります認定新規就農者数も出ております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。この下限面積については、新規就農者なりの下限面積だと思いますけど、今回、私が質問しているのは、国交省で出されました空き家対策と併せまして、住宅地に土地がついていると、その物件についての農地の売買基準、面積基準、そういったものを設定せざるを得ない時期も来ているのではないかと考えております。白石町の空き家対策はどういう対策をとられているのか。現在、空き家だけの登録なのか。その周辺にかかる農地については 5 畝とか 1 反というのも結構あるわけですが、宅地を借りたけどもそれに併せて一部農地もつけて売りたいという方もいらっしゃるわけでしょうか。その辺の空き家対策も含めて、下限面積の設定、そういう空き家対策を目的とした下限面積の設定、そのようなものについてのお考えはございませんか。

事務局 今、〇〇委員さんからご質問があった件ですが、白石町農地法例規則第 17 条 2 のほうに、遊休農地がある程度あって、またこれが発生する見込みがあるという条件がなければ、下限面積 10 a 下回るのは法律的に難しいということで、今のところ 10 a までとしております。問い合わせのほうは、家の周りに農地があって、それと一緒に売りたい、または 1 反までもいないけど、少し農地が欲しいというのもありはしていますが、白石町では遊休農地がゼロということになっていますので、その条件をクリアするのが難しいということで、現在のところ 10 a までということで設定をしております。

○番 そのへんについては十分理解しているわけですが、要は空き家が出てきて農地がくっついていて、そのところが L 字とか、いろんな条件がついて、なかなか流動的に進まないというようなことがでてきているわけです。だから、農業振興をするということであれば、今、言われた設定でいいのですが、町としての空き家対策の面からして、新規就農者も含めて、住宅地が欲しいという方もいらっしゃいます。一部畑にもしたいとい

うことで取得をしたいというのも、将来的には出てくる可能性もあるわけです。そういった面での17条は別として、別途そういう下限面積を設定することはできるわけですね。あくまでも今言ってるのは、耕作地、要するに遊休地を対象にしているのですが、結局そこが遊休地になっているわけです。でも遊休地として白石町はたくさんあるという表示は全然されてないわけで、実体性はあるわけですね。そういうのも含め、空き家対策もからめて、検討していただければなと思っていますけど。

事務局長 今、いただいている意見につきましては、今後、考えさせていただく材料としてとらえておきたいと思います。空き家バンクにつきましては、今年の3月から他の市町からちょっと遅れましたが、白石町でも始めています。今のところ空き家で、町内の不動産業者さんと一緒にバンク登録できるものを選別しながら、空き家バンクに搭載して、まだ4件とか5件とかいう数ですけど、実際売買されているものも2件とか、商談中が1件あるとかいうのも聞いています。今度の6月の定例町議会のほうでも、農地転用に係る一般質問を農業委員会に通告を受けております。なかなか期間が長くかかるとか、今のところは家屋だけを対象に 空き家バンクやっておりますけど、例えばその家屋が白石町独特の木戸道の長い所に建っている家屋であったときに、多分、宅地まで到達するのに間口が狭くて奥行きが深いと、その間の木戸道の取り扱いであるとか、ちょっとした畑が欲しいというような理由に対してどうするかというような話も、将来的に近々出てくるのかなと思っています。今、〇〇が説明した分については、農地の保全、農業者の耕作の利便性と言うものを踏まえたところでの話をしてしておりますが、出てくるニーズに対してどのように考えていくかというのは、今後、私どもとしても検討はして行きたいと思います。また空き家バンクとかとも話をしながら、今のところは家の分だけでやっておりますけど、土地はどうするんだとか、倉庫とかいろいろな問題が出てくるかもしれませんので、そこらへんを含めて考えてもらいたいと思います。

○番 最終要望なんですけど、農地バンクの時に空き家付随した農地までセットしたバンクにしていただければと思います。

事務局長 今、始まったばかりというのもありますし、様子を見てから考えていこうということで、これはこれで今後進めて行っていますが、きちんと話をしながら、いい方向にできればと思っています。

○番 はい、よろしくお願いします。

○番 ○番の〇〇です。今、委員さんから、いい意見が出て嬉しかったです。圃場整備をしてあって、変形の生産緑地に該当しないような宅地というのは、周りにたくさんあるわけですね。そんなのを一応事務局としては、わりと優遇してもらって、家庭菜園とか、そう

いう感じでは転用を受理してもらえるとというのはあるのですが、しかし、駐車場とかそういう方面まで広げてもらって、申請を受理できるようにお願いできないでしょうか。駐車場になったら固定資産税も上がるわけですね。ただもう実際、生産緑地として機能しないところは雑種地でもいいし、宅地化を進めていただきたいと思います。

事務局長 おっしゃるように長い木戸道については、必要分拡張するとか、駐車場用地として転用をするとか、その所有者と一緒に転用ができるしくみもありますので、農地として守るべきものは守りながら、宅地として活用できるものは活用して。

○番 生産緑地は、しっかり確保していると、農業委員ですので思っています。宅地化をできるだけして、駐車場でも管理をしっかりして、その分窓口を広げてもらっていくようお願いしたいと思います。

事務局長 検討させていただきます。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 118 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 118 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案番号第 119 号、8.「農業委員会促進事務等活動計画について」を議題とします。

議案番号第 119 号について事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 119 号、農業委員会促進事務等活動計画についてご説明します。

こちらは、4 月に提案いたしました内容でございます。この内容をホームページに掲載しておりまして、5 月末までに返答がございませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 119 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 119 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの日程について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 6 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 30 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員